

## 収支報告書の記入上特に注意していただく点について

- (1) 収支報告書は、同一の様式が3枚連続でつづられておりますので、それぞれに必要な事項を記載し、3部作成し、提出してください。  
(うち1部は受付印を押印の上、お返しします。)

**なお、同封してある「第14号様式(第8条関係)(その1)」〔政治団体名称等を記載したもの〕について、記載内容に誤りがないか確認をしてください。記載内容に誤りがなく、また届出事項に異動がない場合は、当該書類を様式中の「第14号様式(第8条関係)(その1)」に代えて、こちらを御使用ください。**

- (2) 住所については、次のとおり記載してください。

- ① 府内の場合は、市は市名から、町村は郡名から書き始めること。

(例) 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号  
泉南郡岬町深日2000-1

- ② 府外の場合は、都道府県名から書き始めること。

(例) 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
滋賀県大津市京町4丁目1番1号

- (3) 様式中「第14号様式(第8条関係)(その1)」の記載に当たっては、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「✓」を記入してください。さらに**12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合は「資金管理団体の指定の有無」欄の「公職の種類」には、公職の種類と、その職にある者にあつては「現」に○印、候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候」に○印を付けてください。また、選挙区において選挙される公職については当該選挙区名を記載してください。**

(例) 現職の場合：大阪府議会議員 (  現 ・ 候 )  
大阪府大阪市中央区選挙区

- (4) 「資金管理団体の指定の期間」欄については、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合にその指定されていた期間を記載してください。

- (5) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に該当する団体のみ該当する「□」に「✓」を記入してください。そして、「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「現」に○印、候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候」に○印を付けてください。(選挙区名は不要です。)

(例) 候補者等の場合：衆議院議員 ( 現 ・  候 )

(例) 現職の場合：参議院議員 (  現 ・ 候 )

- (6) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄については、12月31日現在での国会議員関係政治団体の該当の有無にかかわらず、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ、国会議員関係政治団体に該当する場合に、該当していた期間を記載してください。

- (7) 様式中、「寄附の内訳(その7)」、「寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳(その8)」の記載に当たっては、同一の者や団体等から同一年内に2回以上寄附があつた場合には、同一寄附者ごとに年月日順にまとめて記載してください。

政治団体の事務所等を受託して提供を受けている場合は、賃料相当分を時価に換算して「寄附の内訳」に記載してください。

(8) 様式中、「経常経費（人件費を除く。）の内訳（その14）」には、資金管理団体が、**資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に該当していた期間を除く。）**に行った人件費以外の経常経費に係る支出のうち、**1件5万円以上の支出**について、その内訳を記載し、**1件5万円未満の支出**は、その合計金額を一括して「その他の支出」の欄に記載してください。

また、**国会議員関係政治団体に該当する期間**に行った人件費以外の経常経費に係る支出については、**1件1万円を超える支出**について、その内訳を記載し、**1件1万円以下の支出**は、その合計金額を一括して「その他の支出」の欄に記載してください。

(9) 様式中、「政治活動費の内訳（その15）」には、**国会議員関係政治団体に該当していた期間**に行った支出にあつては、**1万円を超える支出**について、その内訳を記載し、**1件1万円以下の支出**は、その合計額を「その他の支出」の欄に記載してください。

また、**国会議員関係政治団体に該当しない団体の支出又は国会議員関係政治団体に該当していなかった期間**に行った支出にあつては、**1件5万円以上の支出**について、その内訳を記載し、**1件5万円未満の支出**は、その合計金額を一括して「その他の支出」の欄に記載してください。

なお、1件5万円以上の支出（**国会議員関係政治団体に該当していた期間**に行った支出にあつては**1万円を超える支出**。前記(8)にかか**るものを含む。**）には、必ず領収書の写し（**当該領収書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙（A4用紙）に複写したものに限る。**）を添付してください。未発行などの理由により、領収書の写しが添付できない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」に必要事項を記載して提出してください。

また、金融機関への振込みによる支出については「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」又は「振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）」のいずれかに必要事項を記載して、金融機関が作成した振込明細書の写し（**当該振込明細書を複写機によりA4用**

**紙に複写したものに限る。）**を添付のうえ提出してください（なお、金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されているときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」又は「振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）」に必要事項を記載する必要はありません。）

事務所等<sup>1</sup>を無償で提供を受けている場合は「寄附の内訳（その7）」に記載した賃料相当額と同じ金額を「政治活動費の内訳（その15）」に「その他の経費」として記載するとともに、その額が5万円以上の（**国会議員関係政治団体に該当していた期間に提供を受けたものにあつては1万円を超える**）場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）」にも必要事項を記載してください。

(10) 様式中、「不動産の利用の現況（その19）」には、資金管理団体が不動産を所有する場合に必要事項を記載してください。

(11) **国会議員関係政治団体（1月1日から12月31日までの一部の期間のみ国会議員関係政治団体に該当していたものを含む。）**については、**登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、その結果作成される政治資金監査報告書を併せて提出してください。**

(12) 政党交付金を受けている政党支部については、以下のことに御留意ください。

① 当収支報告書は、政党交付金に係る収入・支出を包含した内容です。

したがって、収入が政党交付金のみである場合は、政党交付金に係る「使途等報告書」と内容が同一となります。

② 支部基金については、当収支報告書では「基金」という概念の記載項目がないため、預貯金と同じ扱いとなり、例えば「預金利子」等として報告することとなります。

# 各政治団体の皆様へ

## 1 政治資金規正法について

議会制民主政治の健全な発展のためには、政党その他の政治団体の政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることが必要です。

この国民的要請に応えるため、政党その他の政治団体及び公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）に対して、一定の届出義務を課し、その政治資金の収支の状況を国民の前に公開させ、さらに一定の制限の下に政治資金の授受が行われるように規正し、「ガラス張りの政治」を目指すのが「政治資金規正法」です。ここでは、政治資金規正法の中から政治団体の届出、寄附に関する制限について、また、租税特別措置法の中から個人の政治献金に対する所得税の優遇措置について、その概要を説明します。

### (1) 政治団体の届出等

#### ① 設立届（郵送不可）

政治団体を組織した日から7日以内に届け出なければなりません。  
（規約、会則等を添付。）

また、国会議員関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に係る事項」を併せて文書で届け出なければなりません。

#### ② 届出事項の異動届（郵送不可）

政治団体（国会議員関係政治団体を含む。）の届出事項に異動が生じた場合は、異動が生じた日から7日以内に届け出なければなりません。

#### ③ 解散届

政治団体を解散した日から30日（**国会議員関係政治団体にあつては、解散した日から60日**）以内に届け出なければなりません。  
（解散時までの収支報告書を併せて提出。）

#### ④ 政治団体の収支報告書

1年間（1月1日～12月31日）の全ての収支の状況及び12月31日現在の資産の状況に関する報告書を、翌年1月1日から3月31日（**国会議員関係政治団体にあつては1月1日から5月31日**）までに提出しなければなりません。

なお、2年分連続して収支報告書を提出しない政治団体は、設立の届出をしていない団体とみなされ、2年目分の提出期限を経過した日以後、政治活動のための寄附を受けること又は支出をすることが禁止されます。

### (2) 資金管理団体の届出等

#### ① 資金管理団体指定届

資金管理団体の指定をした日から7日以内に届け出なければなりません。

ん。

#### ② 資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出事項に異動が生じた場合は、異動が生じた日から7日以内に届け出なければなりません。

#### ③ 資金管理団体取消届

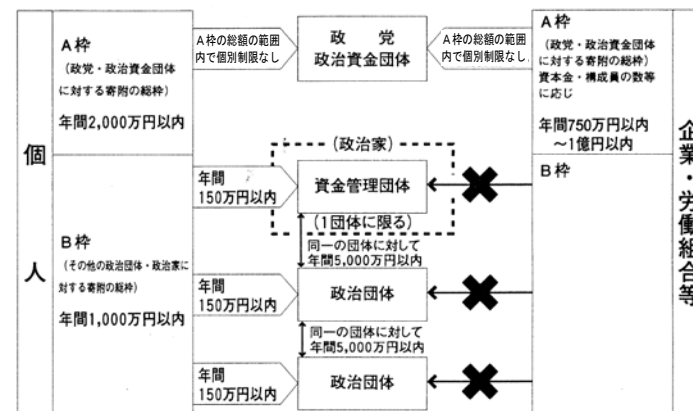
資金管理団体の指定を取り消した場合は、取り消した日から7日以内に届け出なければなりません。

※ 公職の候補者等が指定できる資金管理団体の数は、1に限られています。

### (3) 政治活動に関する寄附の制限

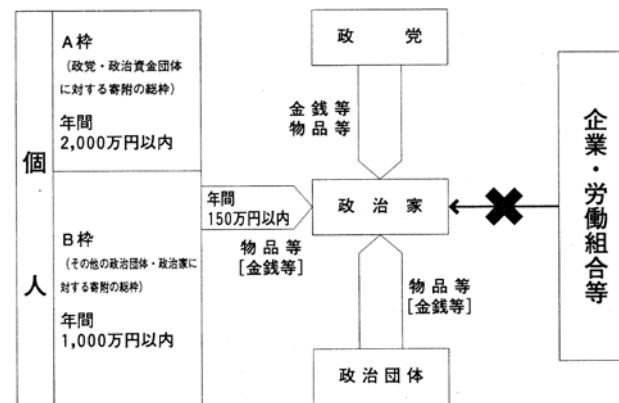
#### ① 寄附の量的制限（下図）

○政党・政治団体に対する寄附

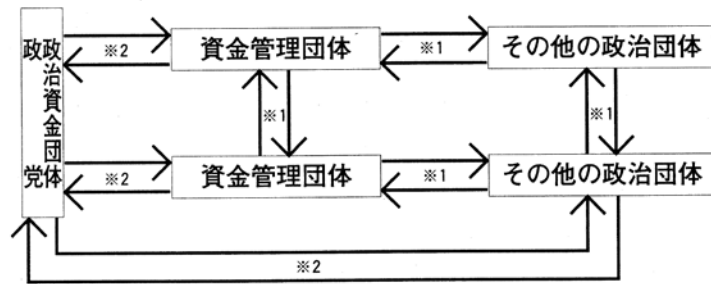


※ 会社等が行う寄附の年間限度額は、資本金額、組合員等の数、年間経費額によって異なります。

○政治家個人に対する寄附



[金銭等]: 選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止されます。



- ※1 政治団体から他の政治団体への寄附については、同一の団体に対しては年間 5,000 万円以内に制限されています。
- ※2 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体から行う寄附は口座振込・振替が義務づけられています。

同一の 団体 に対する年間 150 万円までという個別制限は、次に掲げるものについては適用がありません。

- 政党・政治資金団体に対してする寄附
- 政治団体のする寄附
- 公職の候補者等が、政党から受けた寄附又は自己資金を自己の資金管理団体に対し寄附する場合
- 個人が遺贈によってする寄附

- ② 寄附の質的制限(次の会社等は、政治活動に関する寄附はできません。)
  - 1) 国・地方公共団体から補助金、負担金等の交付を受けた(受けている)特定会社等(交付決定の通知を受けた日から1年間)
  - 2) 国・地方公共団体から出資を受けている特定会社等
  - 3) 3事業年度以上にわたり欠損を生じている会社
  - 4) 外国人、外国法人(ただし、日本法人であって、その発行する株式が金融証券取引所において5年以上継続して上場されているものがする寄附を除く。)
  - 5) 本人以外の名義又は匿名とするもの  
(ただし、街頭又は一般に公開される演説会もしくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものは除く。)

(4) 政治資金パーティーに関する制限

- ① 開催の主体
  - 1) 政治資金パーティーは原則として政治団体が開催するべきものとされています。
  - 2) 政治団体以外の者が特定パーティー(対価に係る収入が1,000万円以上の政治資金パーティー)になると見込まれる政治資金パーティーを開

催する場合は、その者がそのパーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、政治団体と同様の規制を受けます。

- ② 対価の支払いの制限
  - 1) 政治資金パーティーについては、開催者側は同一の者から150万円を超えて対価の支払いを受けてはならず、支払者側も同一の政治資金パーティーにつき150万円を超えて対価の支払いをしてはなりません。
  - 2) 政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめ、そのパーティーの対価の支払いをする者に対し、それが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面により告知しなければなりません。

(5) 政治資金の運用の規制

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者等はその者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはなりません。

- 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- 国債証券、地方債証券、政府保証債権又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

(6) 個人の政治献金に対する所得税の優遇措置(租税特別措置法第41条の18)

- ① 適用の対象
  - 1) 次の政治団体に対する寄附
    - ア 政党
    - イ 政治資金団体
    - ウ 国会議員が主宰し、又は主な構成員となっている団体
    - エ 特定の公職(国会議員、都道府県の議会の議員及び知事、指定都市の議会の議員及び市長)の候補者又は候補者になろうとする者もしくは現職にある者を推薦し、支持(国会議員については「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を、国会議員以外の公職については、「被推薦書」を提出しなければなりません。)することを本来の目的とする団体
  - 2) 特定の公職(国会議員、都道府県の議会の議員及び知事、指定都市の議会の議員及び市長)の候補者の選挙運動に関する寄附
- ② 注意事項
  - 1) 寄附金額の多少にかかわらず、収支報告書に寄附者の氏名等を記載する必要があります。
  - 2) ①の1)のエに該当する団体のうち候補者になろうとする者に対する寄附については、その候補者が特定の公職に立候補した年とその前年中

になされた寄附に限られます。

3) 適用を希望する者は、政党又は政治団体から府選挙管理委員会（又は総務大臣）が確認をした「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受け、これを添付して確定申告をします。

(7) 企業等から政党（支部を含む）・政治資金団体以外の政治団体への寄附の禁止

企業・労働組合等の団体が政党（支部を含む）・政治資金団体以外の政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることは禁止されています。

(8) 資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、平成 19 年 8 月 6 日以降、新たに土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することは禁止されています。

## 2 公職選挙法による政治活動の制限について

後援団体等の政治活動については公職選挙法でも規制されていますが、ここでは、政治活動に関する文書図画の規制、後援団体に関する寄附の禁止について説明します。

(1) 後援団体等の政治活動に関する文書図画の規制

公職選挙法第 143 条第 16 項により、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項及び後援団体の政治活動のために使用されるその後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものは掲示することができません。

① 立札及び看板の類で下の表に掲げる総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において 2 以内に限り掲示されるもの。

選挙の種類	公職の候補者等 1 人が掲示できる数	後援団体が掲示できる数
衆議院議員 (小選挙区)	10	15
衆議院議員 (比例代表近畿選挙区)	56 (ただし、一の小選挙区内では 10)	84 (ただし、一の小選挙区内では 15)
参議院議員 (大阪府選挙区)	28	42
参議院議員 (比例代表)	100 (ただし、大阪府内では 28)	150 (ただし、大阪府内では 42)
知 事	28	42

府議会議員	6	6
指定都市市長	10	10
指定都市議会議員	6	6
市長	6	6
市議会議員	6	6
町 村 長	4	4
町村議会議員	4	4

なお、立札及び看板の類は、縦 150cm、横 40cm 以内で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員については、中央選挙管理会）の定める表示をしたものでなければなりません。

※ 立札及び看板の類の規格は、字句の記載される部分だけでなく、足がついている場合、足の部分等も含まれます。

② ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板等で裏打ちされていないポスター。

ただし、裏打ちされていないポスターであっても、公職の候補者等もしくは後援団体の政治活動のために使用する事務所や連絡所を表示するためのもの、又は、後援団体の構成員であることを表示するためのものは掲示することができません。

また、公職選挙法第 143 条第 16 項に係るポスターは、掲示可能な裏打ちされていないものであっても当該選挙ごとの一定期間内には当該選挙区内に掲示することができません。

※ ②のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は名称及び所在地）を記載しなければなりません。

※ 当該ポスターを掲示するための枠等にはめこんで掲示するもの、透明なビニール袋にポスターを入れて掲示するものも禁止されるポスターに該当します。

※ 「後援団体の構成員であることを表示する」ものには、「〇〇後援会会員」、「〇〇後援会会員章」等と表示されたものが該当し、これらのポ

スターも掲示が禁止されます。

※ 「当該選挙ごとの一定期間内」とは

- ・衆議院議員総選挙・・・任期満了の日の6か月前の日から又は解散の日の翌日から
  - ・参議院議員通常選挙・・・任期満了の日の6か月前の日から
  - ・地方公共団体の選挙・・・任期満了の日の6か月前の日から
  - ・衆議院議員又は参議院議員選挙の再選挙・補欠選挙・・・選挙事由が告示された日の翌日又は当該選挙期日の6か月前の日のいずれか遅い日から
  - ・地方公共団体の選挙の再選挙・補欠選挙・・・選挙事由が告示された日の翌日から
- 当該選挙の期日までの間をいいます。

③ 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会等の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの。

※ 掲示される形態の文書図画のすべてがこの規定に含まれます。つまり、会場においてはポスター、立札、看板、ちょうちんの類を使用できるのはもちろん、その会場内においては、スライドその他の方法による映写等の類を使用することもできます。

④ 公職選挙法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により使用することができるもの。

(2) 後援団体に関する寄附の禁止

① 後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、選挙に関すると否とにかかわらず、一切寄附をすることはできません。

ただし、政党その他の政治団体もしくはその支部又は当該公職の候補者等に対して寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、認められます。

② 何人も、後援団体の総会又は後援団体が行う見学、旅行等において、一定期間、当該選挙区内にある者に対して、選挙に関すると否とにかかわらず、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）又は金銭もしくは記念品等を供与することはできません。

③ 公職の候補者等は、一定期間、自己の後援団体に対して寄附をすること

ができません。（資金管理団体は除きます。）

※ ①、②、③での一定期間とは、任期満了日前90日から選挙期日までの間、任期満了以外の選挙が行われる場合については、解散の日の翌日又は選挙事由発生の告示の日の翌日から選挙期日までの間をいいます。

### 3 政党助成法について

議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対する助成を行うことにより、政党の政治活動の健全な発達を促進し、民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするのが「政党助成法」です。

ここでは、政党交付金を受けている政党の支部にかかる届出等について、その概要を説明します。

(1) 政党交付金の管理

① 会計帳簿

政党の支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法第9条に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金の収支に係る会計帳簿を備え、支部政党交付金による収支等について記載するものとされています。

② 会計監査

政党の支部の会計責任者は、支部報告書を提出するときは、当該報告書に係る会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書を併せて提出するものとされています。

(2) 使途等報告書の提出

2月末日までに当該支部政党交付金を支給した本部又は支部の会計責任者に使途等報告書を提出するとともに、その提出日の翌日から起算して7日以内に、府選挙管理委員会へ当該報告書に監査意見書を添付して提出しなければなりません。

（対象となる政党の支部）

- ・支部政党交付金の支給を受けた支部
- ・支部政党交付金による支出をした支部
- ・12月31日現在において、支部政党交付金を積み立てた支部基金の残高を有する支部